

「取締役会議事録の電子化への道のり」

— 目次 —

- 第 1 回 社内文書の電子化 商法改正による解禁～電子文書法の制定
- 第 2 回 電子化導入の進捗と課題
- 第 3 回 取締役会議事録と電子署名①

（今回は、紙への信頼により、電子化が進まない実情を見てきたが、今回から、電子化の要件が充足され、基盤整備が完成したことを検討する）

第 2 回 電子化導入の進捗と課題

＜取締役会（会議）そのものの電子化＞

平成 27 年 5 月 20 日

牧野総合法律事務所弁護士法人

弁護士 牧野二郎

遠隔地を結んだテレビ会議システム

取締役会議事録の前提となる、議事自体も大きく変化してきた。IT 技術（情報伝送システム、ネットワークシステムなどの技術）を利用した取締役会の議事の合理化は確実に進められてきた。

その一つがテレビ会議、電話会議における電子化対策である。従来の電話回線ないし専用回線を利用する会議システムは、技術的なハードルも高く、高いコストが必要となる他、画質も悪く、自然な会議ができるほどではなかった。その後インターネット回線を利用する電話会議が開発され、画像伝送の技術が高度化し、スムーズな会議が実現するようになった。インターネット回線を利用しているため、コストも低廉で、企業の導入もかなり進んでいった。遠隔地にいる取締役が、テレビ会議や電話会議などネットワーク技術を活用した議事への参加が普及してゆき、そうした会議で決定した内容を登記申請する問題が生じたが、これを承認したのが、「電話会議の方法による取締役会の議事

録を添付した登記の申請について」（平成 14 年 12 月 18 日民商 3044 号民事局商事課長回答）であった。企業間で利用が始まっていたテレビ会議システムを利用して、取締役会会議を行うことを正面から認めたものとなった。

これにより遠隔地の取締役を加えた会議が実施され、リアルタイムで意思決定が可能になったが、その議事録を作成する段階になると、途端に書面化して、遠隔地の取締役に郵送で議事録を送る等の、迂遠な方法をとることに対して、迅速な通信により作成可能な電子的な議事録の作成が有効であることが認識されるに至ったのである。

書面決議の承認と電子化

会社法第 370 条は「取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全

員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」には、監査役設置会社では監査役が異議を述べた場合を除き、可決する決議があったものとみなす旨の定款の定めがある場合には、これを認めることとした。

電子メールシステムが日常的に利用されるようになり、遠隔地にいる取締役に対して、電子メールを使い、議案の提案を行い、それに対して承諾を得るという運用は広がっており、急を要する場合や、取締役が海外に赴任している場合など、遠隔地の取締役の出席を確保することができない場合であっても、メールなどを通じてその意向を尊重して、提案を検討してもらい、時に電子メールのやり取りに電話等を加味して、議論を行い、その意思を尊重する形での「書面決議」も十分合理性があるとされたのである。取締役会は3ヶ月に1回は必ず開催しなければならない(会社法第363条第2項)ため、3ヶ月毎には確実に情報共有し、議論することができるのであって、十分な意思の疎通は出来ているため、その間の緊急課題に対するものである限りではこうした簡易な方法も取りうるということであった。

これまでこうした書面による提案と個々の取締役の同意を取り付ける方法、いわゆる「持回り決議」は従来認められなかった(最高裁第一小法廷判決昭和44年11月27日民集23巻11号2301頁)が、時代が変化し、企業の高度化が進む中で、制度改革の必要が認識され、平成18年5月施行の会社法により、書面決議を可能とした。

本条では「書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき」とされており、書面は従来の通り作成するとして、電磁的記録により同意の意思表示をする、ということの意味が問題となる。

電磁的記録とは、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の

用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。」(会社法第26条2項括弧書)とされ、「法務省令で定めるもの」とは、会社法施行規則により「磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする」(会社法施行規則第224条)とした。

この文言からは、フロッピーディスクやCD、DVD等に同意内容を記録して、送付すべきようにも読めるが、それでは書面決議を認めて、迅速な議事の運営を認めた趣旨に反しかねない。

電磁的記録による同意の意味

現在、多くの企業では、電子メールによって意思表示をすることを認め、提案に対する取締役の同意もその旨を記載した電子メールデータそのものを送付することで実施している。その場合に、電子メールの他に添付ファイルとして、特殊な同意書面をPDF等にして添付することを求める実務慣行も存在しない。

従って、企業法務、企業経営の視点からは、電磁的記録による同意の意思表示という意味では、電子メールによる意思表示であることは否定せず、ただ、データとしてのメールそのものの存在ではなく、それを企業が機関として正しく受信(到達)して、メールサーバからダウンロードし、あるいは会社の支配するメールサーバ乃至ファイルサーバといった所定の格納場所に確実に格納し、固定ディスク等に記録ができたことが「一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの」といえることになる。

こうして、サーバ内に、所定のファイルとして記録して、会社として支配、管理下においたこと、会社はその電磁的記録を常時確認できること、その電磁的記録が10年間備え付けることが可能であることが必要

で、会社法第 371 条第 1 項の要件を充たすものと言えよう。

この視点からは、取締役の同意にかかる電子メールが、会社が支配管理するサーバに格納されるのではなく、プロバイダ（メール事業者）が保管管理し、短期間で消去される仕組みとなっているメール事業者の管理するサーバに放置されたり、いわゆる WEB メールなどプロバイダが支配管理する領域での保管、利用者によるダウンロードが予定されず、プロバイダの管理下にある WEB サーバなどに蔵置されるもの、更に流動的なものとされる Twitter への書き込み、LINE への書き込み、チャットによるデータ送信は、現状では「情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイル」とは到底言えないであろうから、企業としては取締役の同意の受領方法としては避けるべきである。

電子メールによる同意の場合

また、電子メールの正確性とは、単にメールの本文のテキストタイプでの文字列だけではなく、その送信にかかる関連情報、いわゆるヘッダー情報が極めて重要であって、それにより発信者の IP アドレス、発信時間、発信地、利用プロバイダ、経由プロバイダ情報、到着時間等が確定できるのであり、当該取締役が発信したことを示す証拠として価値があるという点からも、こうした情報まで含めて電磁的記録としなければならない。

特に、書面決議による同意によって、取締役会決議があったと見なされる場合については、会社法第 371 条は「取締役会設置会社は、取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日を含む。）から十年間、第三百六十九条第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその本店に備え置かなければなら

ない。」と規定し、会社法 370 条の書面決議として取締役会決議が擬制される場合には、その決議の日を確定することが必要となる。そのためにも、取締役の電子メールが会社に到達して、同意が確認された日時を確定しておく必要がある。

この書面決議にかかる取締役の同意に関しては、電子署名までは必要とされていない（会社法施行規則第 225 条第 6 号は議事録への記載の場合に限定されている）ので、あえて電子署名を付すべきとまでは言えないが、当該取締役の同意にかかるものであることを確定させるための情報として通常得られるもの、メールのヘッダー情報、同意の確認手続き、会社での全員の同意の確認が取られた日時等の記録が必要となる。

取締役会議事録を電磁的記録で作成する場合

取締役会議事録は、書面でも電磁的記録でも作成することができる（会社法第 369 条第 3 項、第 4 項）とし、これを受けて会社法施行規則第 101 条第 2 項では「取締役会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。」と規定し、電磁的記録で作成されるときは「法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。」（会社法第 369 条第 4 項）との規定をうけて、この「代わる措置」とは電子署名である（会社法施行規則第 225 条第 6 号）と規定した。

こうした詳細な規定を置いたにも関わらず、電磁的記録による取締役会の議事録の作成、保管、備え置きは必ずしも大きく進むことはなかった。その理由は、電子署名に対する理解が進んでいなかったこと、会社内部で電子署名を利用するシステムを自力で構築することが困難であったこと、データの保管管理が困難でアクセス制御を含めて安全な管理が実現できないという現実があったこと、それに対して従来通りの書面の管理は安全で、かつ簡単なので、その安全と考えられる手法に流れるのも自然であった。

クラウドの利用と安全なサービスの提供

こうした中、新しい技術が開発され、サービスが提供されてきた。その1つが会社の書類の電子化文書、電磁的記録の安全な保管先としてクラウドサービスの提案である。

クラウドとは、多数のデータセンター、データサーバー群が、緊密に連携しひとつの情報を複数の記録媒体に記録し、かつ、記録媒体の更新により最新の記憶媒体を提供し、情報の確実な保管、利用を保証する仕組みと考えられている。経済産業省は、クラウドコンピューティングとして、「共有化されたコンピュータリソース（サーバ、ストレージ、アプリケーションなど）について、利用者の要求に応じて適宜・適切に配分し、ネットワークを通じて提供することを可能とする情報処理形態」（クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン Information security management guidelines for the use of cloud computing services 2013 年度版）と定義し、ネットワークサービスのひとつと定義している。

会社の電子化文書や電磁的記録を保管する場合に、会社内部のシステムに保管することは、会社のシステム管理のコストも高額化し、十分なセキュリティ対策を期待することは難しい。また、会社内部に、不満を持つ社員がいた場合には、データの消去、加工、混乱、システムの破壊などさまざまなリスクを伴う。従って、企業単位で考えた場合には、文書の保管が手軽で安全という発想も自然である。

それに対して外部の専門家が支援し、会社に代わり、会社のデータを保管、管理、運用するという業務は徐々に浸透している。大量の POS データを預かったり、多数の商品の売買を一括管理する場合等には、特定のデータセンターを利用し、迅速な情報処理するのは今や当然とされる。その安全性、安定性は高く評価されている。クラウドは更にこの規模を拡大し、重層化し、安定した運用を提供するものと考えられてい

るが、経済産業省がクラウドセキュリティを推奨し、より安全なクラウドコンピューティングの実現を推進しているのは前記の通りである。

会社法改正が求める効率的経営と透明性の確保

平成 26 年の会社法改正法は平成 27 年 5 月 1 日に施行され、社外取締役の採用、監査等委員会設置、親会社による子会社の監督及び親会社監査役による子会社の監査、親会社株主の資産価値の尊重の施策（多重代表訴訟・会社法第 847 条の 3、子会社株式の譲渡制限・会社法第 467 条他）など、多くの改正が実行された。

この動きは、我が国の IT 活用の政府方針と強く連動している。我が国の経済の低迷と、保守主義の結果、電子化は大きく立ち遅れ、韓国をはじめとする近隣諸国にも追い抜かれ、後塵を拝するほどになった。政府はこの深刻な現実を正面から捉え、再生しようとする施作を決定し、強力に推進するとして平成 26 年 6 月 24 日「平成 26 年からの世界最先端 IT 国家創造宣言の変更について」という閣議決定を行い、IT の技術を機動力として、我が国の経済の活性化を計ることとした。その方針に基づいて、平成 27 年度税制改正が平成 27 年 1 月 14 日閣議決定され、電子帳簿保存法施行規則の改正による電子化文書（PDF ファイル）の制限（3 万円未満に限定、偽造防止のためだけの電子署名の義務化、手続きの制限など）の撤廃による、デジタル化一元化の実現へ向けた方向転換を行い、その後、財務省令 36 号（平成 27 年 3 月 31 日）「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が決定され、国税関係書類のデジタル一元化を強力に推進することとなった。*（注）

こうして会社の保管する帳簿、帳票類の全てに対して、電子化が容認、推進され、IT の力を活用して、デジタル一元化を図り、業務効率化を推進する方向性

が明らかにされ、この方向性は揺るがないものといえる。取締役会議事録の電子化、電磁的記録化の選択、会社内部の書類の電子化による会社・取締役の業務の効率化（会社法第 348 条第 3 項・第 4 項、第 362 条第 4 項第 6 号などが委任する会社法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号、第 100 条第 1 項第 3 号など）は、既に喫緊の課題となり、かつ、すべての基盤が完成したことが分かる。

*（注）コラム「電子帳簿保存法改正・スキャナ保存と電子署名」参照

（次回は、議事録への「署名」の意味・電子署名について検討する。